

西東京・住基ネットいらない! ニュース

2005年12月10日発行 vol.11 <http://www1.jca.apc.org/juki85/jukisoshoNishiTokyo/>

発行：住基ネット訴訟・西東京の会（連絡先 / 小崎 tel&fax 0424-64-5481, 柳田 tel&fax 0424-61-3246）

jukisosyo@yahoo.co.jp 会費、カンパ振込先：住基ネット訴訟・西東京の会 / 郵便振替 00170-9-777564

取消訴訟 & 国賠訴訟第7回口頭弁論 「費用対効果」は無関係って？ 次回弁論で被告に釈明求める

取消訴訟第7回口頭弁論

市の代理人は杉並訴訟では国の代理人！

西東京住基ネット取消訴訟の第7回口頭弁論は、東京地裁で11月15日に開かれ、原告から準備書面(6)、被告西東京市からは準備書面(7)が提出されました。

このなかで被告は住民票コードの選択や記載はプライバシー権の侵害にはならない、と主張し、同時にまた「住基ネットの費用対効果に問題があるとの主張は、プライバシー侵害とは何ら関係がない」として斥けようとしています。しかし、ちょっと待った。そもそも「行政の効率化に役立つんだからいいじゃないか」という主張を始めたのは被告の方ではないですか。「それじゃあ、どのくらい効果があったのか数値を出してみても」といったら逆ギレですか。本当のところ、住基ネットが「行政の効率化」に役立っているというなら、根拠となる数字を示すべきではありませんか？

この日の弁論の最後に、裁判長が「次回結審にすると決めているわけではないが、主張が出そろったようなので、そろそろ結審にすることを考えている」と発言、そろそろ幕引きに入ろうとしてきました。

原告側としては、被告である市が自身の見解をほとんど明らかにせず国の主張をなぞっているだけの現状では、まだまだ審理が尽くされたとは考えてい

ません。

この日わかったことですが、この裁判長は杉並区が選択制による住基ネット参加を求めた訴訟でも裁判長を務めています。私たちの訴訟に引き続いて同じ法廷で開かれた弁論で、裁判長はほとんど同じ調子で同じセリフ回しを使い「次回でそろそろ結審に」。なんだかまとめて機械的に処理しようとしてるみたい...な印象さえ受けました。しかしそれよりも奇異だったのは、西東京の取消訴訟の被告代理人がそっくりそのまま、杉並訴訟の国側代理人でもあった(!)ことです。杉並訴訟では被告は国、私たちの訴訟は「西東京市」を相手どったものであって、国はお呼びではないのですが、被告である西東京市が、当事者として関与することを放棄していることが、はからずも明らかにされてしまったのではないのでしょうか？

国賠訴訟第7回口頭弁論

「希望者には配りました」って、これアリ？

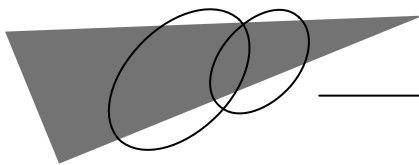
また、国賠訴訟の第7回口頭弁論は同じく東京地裁で11月28日に開かれ、原告側が準備書面(7)(8)を提出しました。(7)では、被告側の「セキュリティが万全だから危険性はない」「行政の効率化に寄与」との主張に、また(8)では「市は市報やHPで市民へ周知説明を尽くした」という主張に徹底的な反論を加えています。(次ページへつづく)

住民基本台帳にかんする事務は、いうまでもなく市町村が行う自治事務であり、住民のプライバシーに大きな影響を与えるものです。市は、住基ネット導入を決めた住基法改正前はもちろん、改正後、また住基ネットの稼働後も、あらゆる機会を通じて、西東京市における住基ネットの行政目的を明らかにした上で、住基ネットの構造や市の法的責任、財政負担を説明する責任があり、住民はその上で初めて住基ネットに参加不参加という意思表示ができるはずで

です。
西東京市議会は2002年6月に住基ネットの稼働開始の延期を求める意見書を採択していますが、市は、議会で表明された安全性への危惧や、当時新聞等で一般的に指摘されていたさまざまな問題点について、そうした疑問を解消するための説明を一切おこなっていません。市が「周知を行った証拠」とし

て提出している市報は、国（総務省）からの説明をそのまま伝えているだけで、市の立場から住民の疑問や不安に応える内容にはなっていないのです。さらにまた「総務省が作成したパンフレットを希望者に配布した」というに至っては噴飯もの。住基ネットが希望者のみの参加であれば、それでも結構なのかもしれませんが、これで説明責任を果たしたといえるでしょうか？

何より、そうした市の説明が納得しうる内容でなかったからこそ、私たちは裁判という手段をとらざるを得なかったのです。市の行政とは、国の意向を実行しさえすればよいというものなのでしょうか。私たちは少なくともプライバシー、人格権といった憲法上の重要な権利については、当事者である住民の理解と合意に基づいたものでなければならぬと考えています。それが本当の争点なのです。（H）



代理人から一言

富田千鶴弁護士



早いもので、国家賠償請求訴訟を提訴してから1年と4ヶ月あまりが過ぎました。あの時、1年目のかけだし弁護士の私には、記者会見や意見陳述での原告の皆さんの思いが強く心に響き、心打たれたことをこの間のこのように思い出します。その後も、期日や勉強会の度に皆さんの熱意に気が引き締まる思いで、理論的に組み立てが難しい論点にも立ち向かう原動力になります。住基ネットに限らず、行政も悪かったら素直に認める、前例がなくても変える勇気を持たなければいけないことは当然ですが、それをしやすい環境を作ってあげたいものですね。皆さんの熱意が伝わり、この裁判がその一助になることを祈ってやみません。

弁護団との意見交流会

2005年12月17日(土) 10時~13時 インゲビル3階会議室

~ 軽食(おでん、おにぎりなど)を用意します。お気軽にお越しください(会費500円) ~

よてい表

弁護団との意見交流会

2005年12月17日(土) 10時~13時

インゲビル3階会議室

取消訴訟 第8回口頭弁論

2006年1月17日(火) 10時40分~

東京地裁 713号法廷

国賠訴訟 第8回口頭弁論

2006年2月13日(月) 10時~

東京地裁 713号法廷

* 住基ネットの費用対効果についての求釈明に、被告が応えることになっています。注目!

活動日誌

10/14 住基ネット連続学習会第1回(講師:

藤本一男さん、主催:とめよう住基ネット

!西東京市民の会)に参加

11/11 同学習会(第2回)に参加

11/15 取消訴訟第7回口頭弁論

11/28 国賠訴訟第7回口頭弁論

原告被告双方の準備書面は、国賠訴訟は題字下のURLで、取消訴訟は下記のURLに収録していますので、是非お読みください!

とめよう住基ネット西東京市民の会

<http://www1.jca.apc.org/juki85/NishiTokyo/>